

「取調べの録音・録画制度」の対象事件について

甲案

- ① 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者を取り調べるとき（弁解の機会を与えるときを含む。罰金以下の刑に当たる罪について身体を拘束されていない被疑者を取り調べるときを除く。）は、例外事由に該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を記録媒体に記録しておかなければならないものとする。

➤ 「原則として全ての事件がその対象となるべきである」ことを明らかにする。

- ② ただし、司法警察職員については、当分の間、裁判員制度対象事件について被疑者を取り調べるときに限るものとする。

➤ 「段階的实施の方法として、裁判員裁判対象事件については取調べの全過程の録音・録画を行うこととし、これに加えて、その他の全ての事件（道路交通法違反のようなごく軽微な事件を除く）も検察官の取調べについては全過程の録音・録画を行うことからスタートする」ものとする。

➤ 検察官の取調べについても、重大事件から段階的に実施することも考えられるが、その場合、少なくともその工程を具体的に明記すべきである。

- ③ 当分の間、記録媒体の取調べ請求義務等は規定しない。

➤ 司法警察職員につき対象事件が限定される間は、「法的な不整合」（「警察の調書については録音・録画がなくても証拠請求ができる。取調べの過程の一部で行われる検察の取調べによる調書だけが録音・録画がないと証拠請求できないことになる」「それぞれの取調べによって得られた供述について、立証制限との関係で大きな違いが出てくる」）を回避するため、記録媒体の取調べ請求義務等は規定せず、供述調書の証拠能力は一般原則に委ねることとする。

- ④ 制度施行3年後に、それまでの運用状況を検証し、②及び③の措置を見直すものとする。

➤ 「一定期間経過後に運用状況の検証を行い、それに基づく見直しを行う手続を具体的に盛り込む」。

乙案

- ① 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは短期 1 年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る事件について被疑者を取り調べるときは、例外事由に該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を記録媒体に記録しておかなければならないものとする。
 - 「相当程度の規模」で「段階的实施のスタート」をするために、少なくとも、法定合議事件（権利保釈の除外事由に該当する事件）から段階的实施を開始するべきである。
- ② ①のほか、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者又は参考人を取り調べるときは、その適正を確保するとともに、供述の任意性及び信用性を明らかにするため、その者の供述及びその状況を記録媒体に記録するよう努めなければならないものとする。
 - 「原則として全ての事件がその対象となるべきである」ことを明らかにし、「将来的な全事件の可視化の方向性」を示すために、①の対象事件以外についても、録音・録画の努力義務を規定する。
- ③ 検察官は、①に掲げる事件について、刑訴法 322 条 1 項本文に規定する書面の取調べを請求した場合において、同意がされず、かつ、被告人又は弁護人が異議を述べたときは、当該書面が作成された取調べ等の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述を①により記録した記録媒体の取調べを請求しなければならないものとし、検察官が記録媒体の取調べを請求しないときは、裁判所は、決定で、当該書面の取調べ請求を却下しなければならないものとする。ただし、例外事由に該当することその他やむを得ない事情により記録媒体が存在しないときは、これを適用しないものとする。
- ④ ③のほか、検察官は、被告人又は被告人以外の者の供述に関し、その取調べの状況を立証しようとするときは、できる限り、当該取調べの状況を記録した記録媒体その他の客観的な資料により立証しなければならないものとする。
 - 「取調べ側の恣意性が入り込まない可視化の取り組みが担保される『仕組み』を実現する」ために、公判において取調べ状況を立証しようとするときは、できる限り記録媒体等の客観的な資料によるべきことを規定する。

⑤ 制度施行後３年ごとに、運用状況を検証し、①に掲げる対象事件を全事件（罰金以下の刑に当たる罪について身体を拘束されていない被疑者を取り調べるときを除く。）まで順次拡大するものとする。

- 「一定期間経過後に運用状況の検証を行い、それに基づく見直しを行う手続を具体的に盛り込む」。

以上